

令和6年度県産水産物販売チャンネル拡大推進事業委託業務
企画提案コンペ参加仕様書

1 業務内容

- (1) 委託業務名
令和6年度県産水産物販売チャンネル拡大推進事業委託業務
- (2) 委託期間
契約締結日から令和7年3月14日まで
- (3) 仕様
別紙令和6年度県産水産物販売チャンネル拡大推進事業委託業務仕様書のとおり

2 契約上限額 26,999,500円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

- (1) 参加者資格
 - ・当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 受託候補者資格
 - ・三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
 - ・三重県物件関係落札資格停止要綱により、落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
 - ・三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

4 質問の受付及び回答

本業務又は企画提案コンペに関して、質問がある場合は、以下により質問をしてください。

- (1) 質問の受付期限
令和6年4月23日（火）15時まで（必着）
- (2) 質問の方法
電子メールでのみ受け付けます。

質問には、所属・氏名・連絡先・件名を明記してください。

件名は、「県産水産物販売チャンネル拡大推進事業委託業務企画提案コンペの質問」としてください。

質問の送信後、質問の提出先に電話し、到達確認を行ってください。

(3) 質問の提出先

三重県農林水産部水産振興課水産流通班 担当：藤島、行元

電話：059-224-2515 電子メール：suiryu@pref.mie.lg.jp

(4) 質問の内容

質問は原則として、当該委託業務に係る条件や応募手続き等の事項に限るものとし、企画内容に関する照会には回答しません。

(5) 質問に対する回答

受けた質問及びその回答については、令和6年4月24日（水）17時までに、原則として県ホームページ内の次のページ配下に掲載します。

トップページ > 県政・お知らせ情報 > お知らせ情報 > 企画提案コンペ等情報（公告・結果）

5 参加資格確認申請

本業務を受託しようとする者は、三重県に対し、この企画提案コンペへの参加資格確認申請を行ってください。

(1) 提出期限

令和6年4月25日（木）17時まで（必着）

(2) 提出方法

PDFファイルにより、電子メールに添付して提出してください。

件名は、「県産水産物販売チャンネル拡大推進業務企画提案コンペの参加資格確認申請」としてください。

申請の送信後、申請の提出先に電話し、到達確認を行ってください。

(3) 提出先

上記4（3）に同じ。

(4) 提出書類

ア 「企画提案コンペ参加資格確認申請書」（第1号様式）

イ 上記アに記載の添付書類一式

6 参加資格確認結果の通知

三重県は、上記5の確認結果を、令和6年5月9日（木）17時までに、申請者に対し電子メール又は電話により通知します。

7 令和5年度事業実績に係る参考資料の貸与

上記6により、参加資格確認申請を行った事業者のうち、希望者には令和5年度の本事業の実績等に係る参考資料を貸与しますので、4(3)まで電子メールにて連絡してください。メール送信後は、電話で到達確認を行ってください。

(1) 貸与品

令和5年度県産水産物販売チャンネル拡大推進事業委託業務の実績に係る参考資料(PDFデータを電子メールにより貸与)

(2) 貸与期間

貸与日から令和6年5月17日(金)17時まで

(3) 返却方法

貸与したデータは保存せず、期限までに削除してください。また、削除した旨を4(3)まで電子メールにて連絡してください。

(4) 留意事項

(1)の貸与品に記載している内容は他言無用とします。本コンペの応募にのみ活用してください。

8 企画提案資料の提出

上記6により、参加資格があることの確認結果を受けた者は、以下により企画提案資料を提出してください。

(1) 提出期間

令和6年5月14日(火)から令和6年5月17日(金)17時(必着)

(2) 提出方法

PDFファイルにより、電子メールに添付して提出してください。

件名は、「県産水産物販売チャンネル拡大推進業務企画提案コンペの企画提案資料」としてください。

申請の送信後、申請の提出先に電話し、到達確認を行ってください。

(3) 提出先

上記4(3)に同じ。

(4) 提出資料

ア 企画提案書

様式は自由としますが、A4版30ページ以内とし、仕様書の項目に対応した内容としてください。

なお、業務実施計画については、概要案を示してください。

イ 見積書

仕様書の項目ごとに内訳の金額を記載してください。

見積価格は、消費税及び地方消費税抜きの額（免税業者にあつては、契約希望額に110分の100を掛けた額）としてください。（契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。）

ウ 業務推進体制のわかる資料（様式自由）

エ 業務執行スケジュールのわかる資料（様式自由）

（5）注意事項

企画提案書の内容は、見積書に記載された見積価格で全て実現できるものとしてください。

9 選定委員会でのプレゼンテーションの実施

三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を「令和6年度県産水産物販売チャンネル拡大推進事業委託業務企画提案コンペ選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査します。

当該審査を行うため、提案者によるプレゼンテーションを実施します。

（1）日時

令和6年5月22日（水）13時30分から順次

（2）場所

三重県津市栄町1丁目891番地 三重県吉田山会館303会議室

（3）内容

プレゼンテーション20分、質疑15分（予定）

（4）方法

提出済みの企画提案書等、提出資料及び口頭での説明に限るものとします。

（5）適否評価

選定委員会で事前に委託目的及び条件等に照らし合わせた書類審査（適否評価）を実施し、プレゼンテーションには適合者のみが参加できます。

適否評価の結果については、提案したすべての者に令和6年5月20日（月）17時までに電子メール又は電話により通知します。また、適合者へはプレゼンテーションの詳細を合わせて連絡します。

（6）備考

気象等の状況により、オンラインでのプレゼンテーションに変更し、又はプレゼンテーション実施日時を変更することがあります。

10 選定委員会における最優秀提案の選定

三重県は、上記 8 の内容を含め、審査を行い、最優秀提案を選定します。審査の結果、最優秀提案（契約の受託候補者の提案）に該当する提案がない場合もあります。

企画提案コンペの選定基準は以下のとおりです。

- (1) 目的適合性
 - ・提案は、業務仕様書及び業務の目的と合致し、具体的な内容となっているか。
- (2) 企画性
 - ・他者の提案と違う優位性が認められるか。
 - ・業務仕様書で示した内容の県産水産物フェアの開催につながる企画となっているか。
 - ・県産水産物の魅力発信及び恒常的な販路確保につながる企画となっているか。
 - ・生産現場における課題解決や販路拡大を伴走型で支援する内容となっているか。
- (3) 実現可能性
 - ・業務を遂行する上で、必要な知識や経験、ノウハウを有しているか。
 - ・人材やネットワークの保有など業務を実施するための専門性を有しているか。
 - ・目標を実現できる提案となっているか。
- (4) 経済合理性
 - ・提案及び見積額は費用対効果の高い合理的な内容となっているか。
 - ・見積書の積算内容や根拠は適当であるか。
- (5) 業務推進体制
 - ・関係者と連携の上、業務が適切に実施できる体制を整えているか。

1 1 選定結果の通知

三重県は、上記 1 0 の選定結果を、令和 6 年 5 月 2 3 日（木）1 7 時までに、プレゼンテーションを実施したすべての者に対し、電子メール又は電話により通知します。最優秀提案に選定された提案者は、受託候補者となります。

1 2 受託候補者に提出を求める書類

受託候補者は、選定結果の通知を受けた日の翌日（土日祝日を除く）までに次の（1）から（4）の書類の P D F ファイルを電子メールに添付して提出してください。

件名は、「県産水産物販売チャンネル拡大推進事業委託業務の委託契約準備書類」としてください。

書類の送信後、申請の提出先に電話し、到達確認を行ってください。

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（有料）（選定結果通知日から過去6ヶ月以内に所管税務署が発行したもの）の写し
- (2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（無料）（選定結果通知日から過去6ヶ月以内に三重県の県税事務所が発行したもの）の写し
- (3) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書（該当する契約実績がある場合のみ）
- (4) 三重県物件等電子調達システム利用登録をしていない事業者又は共通債権者（物件契約）登録をしていない事業者にあつては、「三重県財務会計システム共通債権者（物件契約）登録申出書」

1.3 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、三重県農林水産部水産振興課において示します。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限りまゝ。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号）第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

- (3) 契約は、三重県農林水産部水産振興課において行います。
- (4) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。なお、契約金額は、見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税及び地方消費税を内書きで記載するものとします。（契約

金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。)

1.4 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

1.5 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

契約条項の定めるところによります。

1.6 見積及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

1.7 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

1.8 不当介入に係る通報等の義務及びそれを怠った場合の措置

- (1) 受託者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

1.9 その他

- (1) 企画提案に関する事項

- ア 企画提案に要する費用は、各提案者の負担とします。
- イ 企画提案書その他の提出資料は、返却しません。
- ウ 企画提案書その他の提出資料は、本県の内部で使用するものであり、提供者に断りなく第三者への配布は行いません。ただし、三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号）で定義する公文書となるため、開示請求の対象となります。そのため、企業秘密等に該当し非開示とする必要がある箇所については、その旨を記載してください。ただし、開示請求があった場合の開示・非開示の判断は、三重県情報公開条例に基づき三重県が判断することとなります。

(2) 契約に関する事項

- ア 原則として再委託は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではありません。
- イ 成果品の全ての著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含みます。）は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとします。
- ウ 委託料は、委託業務が完了し、三重県の検査に合格した後に支払うものとします。
- エ 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に罰則規定があるので留意してください。

(3) 企画提案コンペへの参加又は企画提案の無効要件

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とします。

- ア 本コンペに参加する資格のない者が提案したとき。
- イ 提案者が同一事項の企画提案コンペに対し2以上の見積をしたとき。
- ウ 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- エ 提案に際して談合等の不正があったとき。
- オ 提案書類が、提出期限を過ぎて提出されたとき。
- カ 見積書に記載された見積価格（消費税及び地方消費税を抜いた額）の100分の110に相当する金額が契約上限額を超えているとき。
- キ その他三重県があらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

- (4) この参加仕様書に定めのない事項については、三重県会計規則の定めるところによるものとします（三重県会計規則は、三重県ホームページの「三重県法規集」に掲載しています）。

上記4（3）のとおり。

第 1 号様式

企画提案コンペ参加資格確認申請書

三重県知事 あて

令和 6 年度県産水産物販売チャンネル拡大推進事業委託業務に係る企画提案コンペに参加したいので、必要書類を添えて資格の確認を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないこと及び下記誓約事項について誓約します。

令和 年 月 日

参加申請者

住所（所在地）

商号又は名称

代表者 役職

氏名

記

1. 案件名称 令和 6 年度県産水産物販売チャンネル拡大推進事業委託業務
2. 誓約事項
 - (1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者でないこと。
 - (2) 破産者で復権を得ない者でないこと。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。
 - (4) 国内の法律及び三重県における諸規程を遵守し、仕様書等に基づき適正な企画提案及び見積を行います。
 - (5) 契約の相手方となった場合には、仕様書に記載された内容及び納期等を厳守し、誠実に契約を履行します。
 - (6) 本申請書及び添付書類について、三重県情報公開条例（平成 11 年三重県条例第 42 号）において非公開とされている情報以外は、情報公開の対象となることを承諾します。
 - (7) 契約事項等に違反した場合は、直ちに県の指示に従い、自己の負担において物品の取替え又は業務のやり直し、並びに補償その他一切の責任をとること及び県から落札資格停止処分を受けても異存ありません。
 - (8) 県が関係部署に落札資格要件等の照会を行うことを承諾します。
 - (9) 上記（8）の照会の結果、当誓約事項に相違があることが判明した場合には、①その時点で本案件の参加資格なしとされること、②落札資格停止処分を受けること、いずれの措置を受けても異存ありません。
3. 添付書類
 役員等に関する事項（第 2 号様式）

- 企画提案コンペに関し、支店又は営業所等に権限が委任されている場合はその委任状（第3号様式）
- 登記簿謄本又は登記事項証明書（法人の場合。商号、所在地、代表者、（資本金等）の事項が記載されているもの。発行から3か月以内のもの。写し可）
- 身分（身元）証明書（個人の場合。禁治産・準禁治産宣告の通知、後見登記の通知、破産宣告・破産手続開始決定の通知を受けていないことを証明したもの。申請者の本籍地市町村長が発行。発行から3か月以内のもの。写し可）
- 成年被後見人、被保佐人等について登記されていないことの証明書（個人の場合。法務局発行。発行から3か月以内のもの。写し可）
- その他企画提案コンペ参加仕様書に示す書類
 - ※なお、4. 特記事項（1）又は（2）の登録者であって、登録済みの情報に変更がない場合は、上記の各添付書類の提出を省略できるものとします。

4. 特記事項（該当する場合は、必要事項を記入してください。）

- (1) 三重県入札参加資格者名簿（建設工事関係）登録者
 - 登録番号：
 - 登録内容の変更（ 有 ・ 無 ）
- (2) 三重県電子調達システム（物件等）利用登録者
 - 登録番号：
 - 登録内容の変更（ 有 ・ 無 ）

申請書の記載に関する連絡先

	発行責任者（※）	担当者
部署名		
氏名		
電話番号		

※表面において、代表者印の押印を省略した場合は、発行責任者の氏名及び電話番号も記載してください。代表者印を押印した場合は、発行責任者の氏名及び電話番号は不要です。発行責任者と担当者は同一でも可です。

第2号様式

役員等に関する事項

参加申請者

法人名、団体名又は（個人の場合）氏名

役職	シメイ		氏名		生年月日				性別
	セイ	メイ	姓	名	元号	年	月	日	

（記入要領）

元号 大正…T、昭和…S、平成…H、令和…R

性別 男…M、女…F、その他…空欄

注1 本書類は、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第4条の規定に基づき、三重県警察本部に対して確認を行うために使用します。

- ・本書類に記載いただいた個人情報、この確認のために使用する以外に使用しません。

- ・本書類に記載いただいた個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき適正に取り扱います。

注2 「役員等」とは、次に掲げる者をいいます。

- ・法人にあっては、非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長及びその他これに類する地位にある者並びに経営に実質的に関与している者

- ・法人格を有しない団体にあっては、代表者及び経営に実質的に関与している者

- ・個人にあっては、その者及びその者の支配人

注3 企画提案コンペに関し、支店又は営業所等に権限が委任されていることにより、その委任状（第3号様式）を提出する場合は、受任者についても記載してください。

注4 行が不足する場合は、行を追加してください。2ページ以上に渡っても差し支えありません。

第3号様式

委 任 状

案件名	令和6年度県産水産物販売チャンネル拡大推進事業委託業務
-----	-----------------------------

三重県知事 あて

令和 年 月 日

委任者

住所（所在地）

商号又は名称

代表者 役職

氏名

（自署又は記名押印）

上記の企画提案コンペにおいて、下記の者を受任者（代理人）として定め、下記の権限を委任します。

記

受任者

住所（所在地）

商号又は名称

支店又は営業所等の名称

受任者 役職

氏名

委任事項（※委任する事項を選択してください。）

- 企画提案及び見積に関する一切の件
- 資格申請に関する一切の件
- 契約の締結及び契約に定める関係書類に関する一切の件
- 物品の納入及び契約の履行に関する件